

平成 年 月 日

エフエムよっかいち株式会社 御中

<申請者>

住所

団体等名称

代表者氏名

㊞

電話番号

### 後援名義使用承認申請書

下記の事業について、後援名義の使用の承認を受けたいので申し込みます。

#### 記

|                 |                                      |
|-----------------|--------------------------------------|
| 事業の名称           |                                      |
| 開催日時(期間)        |                                      |
| 会場              |                                      |
| 主催・共催           |                                      |
| 事業目的及び事業内容      | (講演会等を開催する場合は、テーマと講師名を記入。)           |
| 参加料・入場料 など      | 入場料、出品料、参加料、その他( )<br>無 料 / 有 料 金額 円 |
| 表示する媒体          | チラシ / ポスター / 冊子・プログラム<br>その他( )      |
| 添付書類            |                                      |
| 他の後援申請先(予定可)    |                                      |
| 事務連絡先(返送先・問合せ先) |                                      |

以上



## 後援名義使用承認申請

- ・ 後援申請書に必要事項を記入、**団体印又は代表者印を押印**して、下記住所まで**郵送**してください。
- ・ 実施要項、趣意書、チラシなど、より詳しい事業の内容のわかるものを、申請書と一緒に送ってください。
- ・ 後援申請書を審査し、後援承認の場合は「後援承認書」を発行します。後援承認書が到着しましたら、承認条件をご確認ください。なお、審査の結果、後援を承認できない場合もあります。
- ・ 後援申請書発送後、また承認書発行後に、申請内容に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。変更の内容によっては後援承認書発行後でも後援を取り消す場合があります。
- ・ 名義後援範囲を逸脱すると判断されるエフエムよっかいち社名の使用があった場合は後援承認書発行後でも後援を取り消す場合があります。

※ 申請の受理から審査承認、承認書の発送までは一ヶ月程度です。  
印刷物等に名義を使用される場合、作成期間をご考慮の上、早めに申請願います。

### 後援の条件

後援の対象となるのは、各種企業、団体、及び個人で、

- (1) 芸術文化、教育、スポーツ、地域活性化、福祉・健康活動、自然や環境に寄与するものであること
- (2) 四日市市・三重郡、桑名市、桑名郡やその周辺で実施されること
- (3) 入場、参加がともに会員制などではなく、多くの市民を対象としていること
- (4) 主催者の存在及びその責任の所在が明確になっていること
- (5) 事業計画が明確に示されていること

ただし、次のいずれかに該当する事業は、後援の対象としません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に関する事業
- (3) 公序良俗を害するおそれのある事業
- (4) 参加費が著しく妥当性を欠く事業
- (5) 専ら会員募集を目的とした事業
- (6) 弊社が後援を行うことを不相当と認めた事業

※承認後に後援が不相当と認められる事態が発生したときは、取り消すことがあります。

### 後援名義の使用が承認されたら

後援名義の使用を承認する場合は、承認書をお送りいたします。

承認された場合は、お作りになるチラシやポスターなど、広告物や印刷物等に弊社の後援を得ていることを表示していただけます。その場合、表記は、「エフエムよっかいち株式会社」又は「エフエムよっかいち(株)」に限らせていただきますのでご承知おきください。